

地域団体商標制度の概況

平成26年11月
特許庁

地域団体商標制度(商標法)の概要

「地域名」+「商品(サービス)名」等からなる商標について、特定の要件の下で、事業協同組合等による早期の商標登録を可能とし、地域ブランドの名称を保護する制度。(平成18年4月から出願受付を開始)

目的

地域ブランドを適切に保護することで、競争力の強化と地域経済の活性化を支援

主な登録要件

★商標の構成

地域の名称



商品(サービス)名



産地表示として慣用されている文字
(本場、特産、名産、〇〇産)

例: 松阪牛、九谷焼、黒川温泉、京都名産すぐき

★登録主体

- ①農協、漁協、事業協同組合等
 - ②商工会、商工会議所、特定非営利活動法人(NPO法人) [平成26年8月1日から施行]
- ※地方公共団体、任意団体、株式会社は不可

★周知性

商標が需要者(消費者・取引業者)の間に広く認識されている
※例えば、隣接都道府県に及ぶ程度の需要者の認識が必要

★地域との密接関連性

地域の名称が商標の使用をしている商品(サービス)と密接な関連性を有する(商品の生産地、サービスの提供地等)

- ▶ 従来の登録主体は、事業協同組合、農業協同組合、漁業協同組合等の組合に限られていたところ、近年、新たに地域ブランドの普及の担い手となっている商工会、商工会議所及びNPO(特定非営利活動法人)まで登録主体を広げる(平成26年8月1日施行)。
- ▶ 商工会等が普及に取り組んでいる地域ブランドについて、地域団体商標を利用した早期の保護を図ることが可能となる。

現行の地域団体商標の登録例

■商標：

益子焼

■権利者：

益子焼協同組合

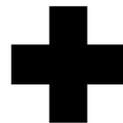


■商標：

大間まぐろ

■権利者：

大間漁業協同組合



商工会等が普及に取り組んでいる「地域ブランド」の例

商工会

東京都福生市の「福生ドッグ」
(福生市商工会)



商工会議所

群馬県伊勢崎市の「いせさきもんじゃ」
(伊勢崎商工会議所)

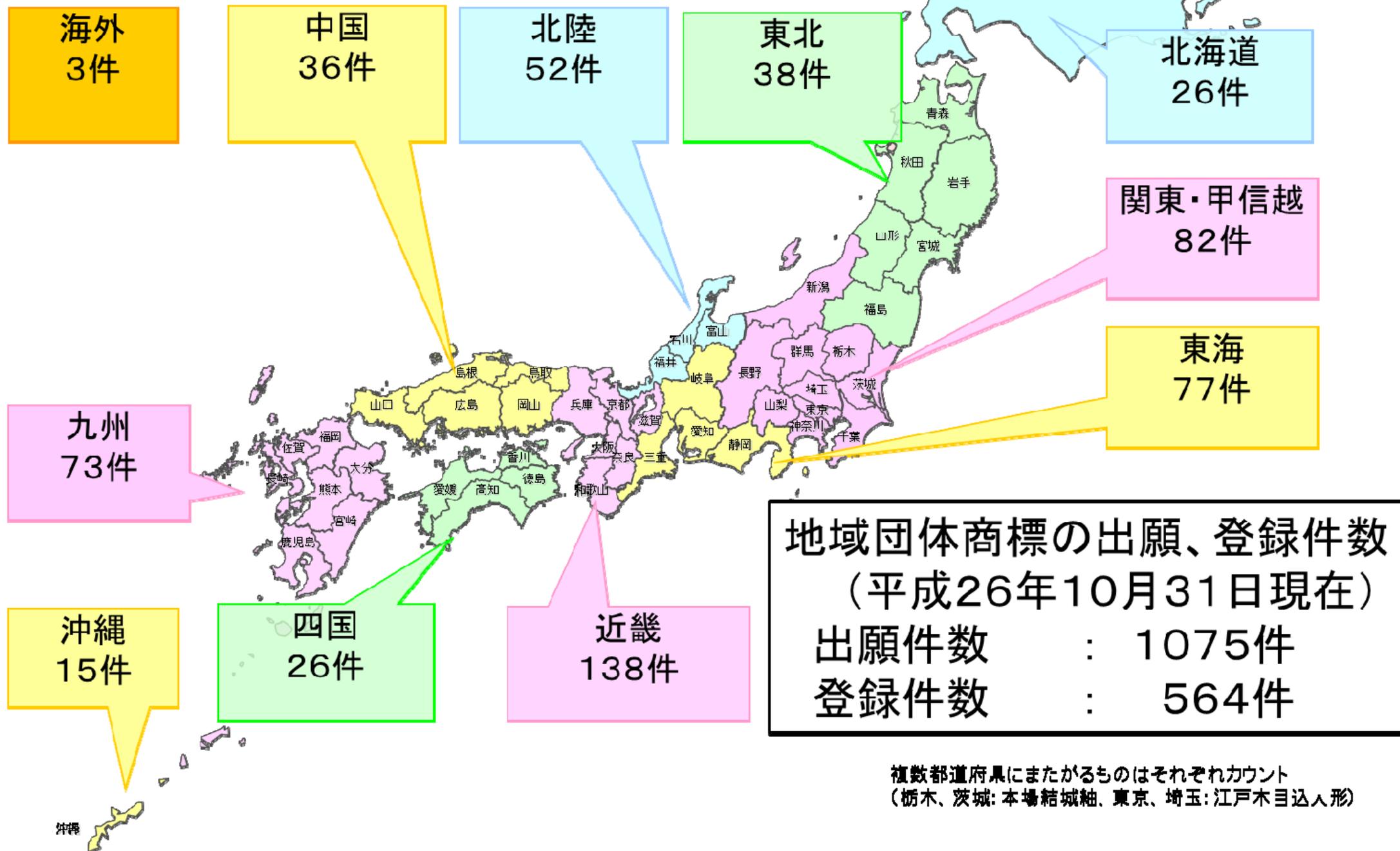


NPO

香川県小豆島の「小豆島オリーブオイル」
(NPO法人小豆島オリーブ協会)



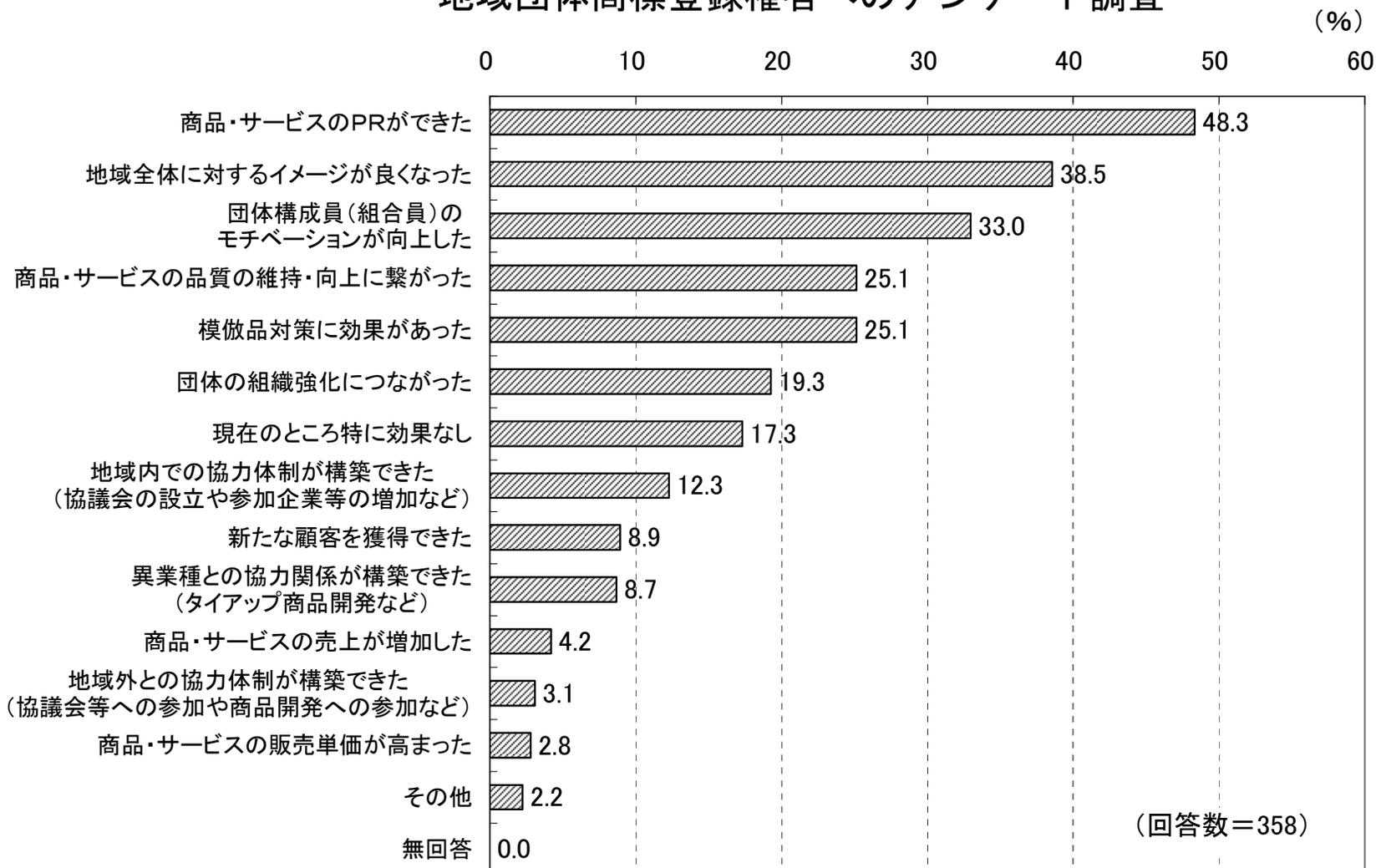
平成26年10月31日までに登録された商標(564件)



地域団体商標の登録による効果

商品・サービスのPRができた、地域全体に対するイメージが良くなった、団体構成員(組合員)のモチベーションが向上した等、商品イメージのみならず地域のイメージの向上や地域での取組についてのモチベーションアップにもつながっている。

地域団体商標登録権者へのアンケート調査



調査対象
2014(平成24年)3月末までに地域団体商標登録
(商標権取得)済みの全ての組合(476団体)